

## ■ 4条1項11号

不服 2024-007544

### <本願商標>

「しあわせの生ソーセージ」(標準文字)

第29類「ソーセージ, ソーセージを主材とする惣菜」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：**しあわせの**

第29類「食肉, 肉製品, 食用油脂, お茶漬けのり, ふりかけ」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「しあわせの生ソーセージ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさ、等しい間隔で、外観上まとまりよく一体的に表されており、いずれかの文字部分が自他商品の出所識別標識として強い印象を与えるものではない。

また、本願商標の構成文字は、「幸福。好運。」等を意味する「しあわせ」(出典:「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店)の文字と、「水分量の多いドメスチックソーセージのうち、生の非加熱製品をいう。」を意味する「生ソーセージ」(出典:「丸善食品総合辞典」丸善出版株式会社)の文字を、連体格を示す格助詞「の」を介して結合してなるものであり、全体としてまとまりのよい構成態様も相まって、その構成全体から「幸せ(幸福)の生の非加熱のソーセージ」ほどの一連の観念が生じ得るものであり、文字部分全体から生じる「シアワセノナマソーセージ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標のかかる構成及び称呼等においては、殊更に、「しあわせの」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然である。

してみれば、本願商標について、その構成中の「しあわせの」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定の判断は、妥当なものとはいえない。

さらに、本願商標全体と引用商標との比較において、他に両商標が類似するというべき事情は見いだせない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

#### 弁理士コメント

本願商標「**しあわせの生ソーセージ**」は、その構成全体から「幸せ（幸福）の生の非加熱のソーセージ」ほどの一連の観念が生じ得るものであり、文字部分全体から生じる「シアワセノナマソーセージ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものであるから、殊更に「しあわせの」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然であるとして、引用商標「**しあわせの**」とは非類似の商標であると判断されました。

商標「○○○の□□□」（※□□□は指定商品に含まれる普通名称）と、商標「○○○の」の類似性は、審判でもよく争われている印象です。本事件では、「**しあわせの生ソーセージ**」（指定商品は「ソーセージ」等）と「**しあわせの**」の類似性が争われた結果、非類似と判断された次第です。

4～5年くらい前までは、このような商標は類似すると判断されるケースが比較的多かったように思います。たとえば、以前にもご紹介した「**癒しのタルト**」と「**いやしの**」の商標の類似性が争われた事件（**不服 2018-10955**）では、「癒しのタルト」が「その構成全体をもって、熟語的な関連性があるものとして認識されるとまではいい難い。」として、「癒しの」の部分が要部になると認定された結果、両商標は類似の商標であると判断されております。

一方で、「**朔北カレー**」と「**サクホク**」の商標が類似と判断された審決が、審決取消訴訟で差し戻しとなり、最終的に非類似とされて以降、これの影響を受けてか、非類似と判断されるケースが増えてきたようにも感じます。

同じようなケースの商標の類似性を判断しなければならない状況に直面した場合、我々商標弁理士でもかなり頭を悩ませることになりますが、確実に言えるのは、「審査ではまず類似と判断されて、引っかかるだろう」という点でしょう。

依頼人が「○○○の□□□」の商標の使用や商標登録を希望していて、商標調査で「○○○の」の先行登録商標が発見されている状況においては、よほど後には引けないような事情でもない限り、商標の変更・再考を強くお勧めするのが、弁理士としては誠実な対応であると思います。たとえ最終的に非類似と認められるとしても、意見書提出、審判請求、場合によっては審決取消訴訟の提起等により、依頼人には相当の費用・時間・労力の負担がかかることが予想されるからです。特に、個人事業主や小さな企業にとっては、致命的な負担ともなりかねません。

商標実務においては、原則的な考え方がやはり重要だと思います。

(弁理士 永露 祥生)

< 2025年4月27日 >